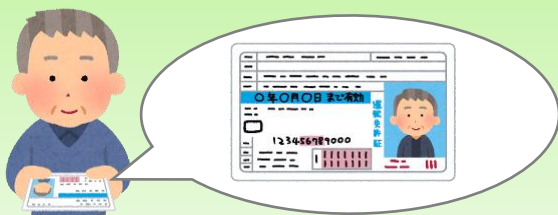


ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

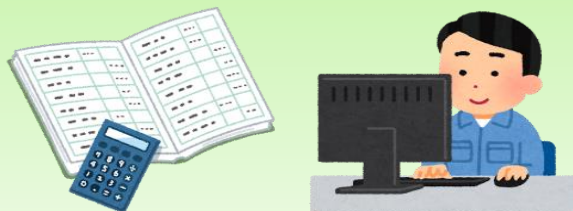
ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入する方に対して、消防法により下記のとおり義務付けられています。



◆ 本人確認（運転免許証の提示など）



◆ 販売記録の作成 ※販売事業者が作成します。



◆ 使用目的の確認



⚠️ ガソリンを取り扱う時の注意事項 ⚠️

- ◆ 必ずガソリン携行缶を使用してください！
※ガソリンを灯油用ポリ容器に入れることはできません！
- ◆ ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意してください！
- ◆ セルフスタンドでのガソリン容器への詰め替えは、必ずガソリンスタンド従業員に依頼してください！

[【外部サイト】総務省消防庁「ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等について」](#)

ガソリンの適正な使用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



【問合せ先】
千曲坂城消防本部 予防課 危険物係
☎026-276-0119(代表)